

(5) その他

デンマーク (供託金なし) ・ ・ 非拘束名簿式比例代表制
イスラエル・スイス (供託金なし) ・ ・ 比例代表制
⇒ 供託金がないとしても、選挙制度が日本と異なる

→ 出した。
then は 総決を 出す

アイルランド・エストニア (供託金あり) ・ ・ 比例代表制
オーストラリア (供託金あり) ・ ・ 選択投票制
チェコ (上院) (供託金あり) ・ ・ 被選挙権 40 歳、無所属は署名 1000 人
⇒ 供託金が日本より低額としても、選挙制度が日本と異なる

4 フランスについて

- ・ 2 回投票制であり、たとえ泡沫候補が濫立しても、1 回目の投票で選別され、2 回目の投票で適切に民意を反映できる
⇒ 日本とは選挙制度が異なる
- ・ オーストラリア ・ ・ 選択投票制。フランスと同様、泡沫候補が濫立しても選挙の妨げにならない

5 アイルランドについて

- ・ 比例代表制であり、日本とは選挙制度が異なる
- ・ 30 人の署名 or 約 6 万 6000 円で候補者濫立を防止している